

現行	改正案
<p>第1条 } 第14条 } 省略</p> <p>(まちづくり提案団体)</p> <p>第15条 第12条第1項に規定する都市計画提案のほか、つぎに掲げる者は、都市計画に係る案となるべき内容を、区長に提案することができる。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として<u>設立された特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人</u></p> <p><u>(2) 民法(明治29年法律第89号)第34条の法人</u></p> <p><u>(3) 第10条第1項各号に掲げる団体</u></p> <p>2 <u>前項第3号</u>に掲げる団体のうち、第25条第1項の規定により認定された総合型地区まちづくり協議会、第30条第1項の規定により認定された施設管理型地区まちづくり協議会、第35条第1項の規定により認定されたテーマ型まちづくり協議会ならびに第10条第1項第7号の規定により認定された町会、自治会および商店会が提案することができる都市計画の区域および内容は、規則で定める。</p> <p>第16条 } 第19条 } 省略</p> <p>(地区計画等の住民原案の申出人)</p> <p>第20条 地区計画等の住民原案の申出ができる者は、つぎに掲げる者とする。</p> <p>(1) 地区計画等の住民原案に係る区域内の土地所有者等</p>	<p>第1条 } 第14条 } 同左</p> <p>(まちづくり提案団体)</p> <p>第15条 第12条第1項に規定する都市計画提案のほか、つぎに掲げる者は、都市計画に係る案となるべき内容を、区長に提案することができる。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする<u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人または一般財団法人その他の営利を目的としない法人</u></p> <p><u>(2) 第10条第1項各号に掲げる団体</u></p> <p>2 <u>前項第2号</u>に掲げる団体のうち、第25条第1項の規定により認定された総合型地区まちづくり協議会、第30条第1項の規定により認定された施設管理型地区まちづくり協議会、第35条第1項の規定により認定されたテーマ型まちづくり協議会ならびに第10条第1項第7号の規定により認定された町会、自治会および商店会が提案することができる都市計画の区域および内容は、規則で定める。</p> <p>第16条 } 第19条 } 同左</p> <p>(地区計画等の住民原案の申出人)</p> <p>第20条 地区計画等の住民原案の申出ができる者は、つぎに掲げる者とする。</p> <p>(1) 地区計画等の住民原案に係る区域内の土地所有者等</p>

(2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人

(3) 民法第34条の法人

(4) 第10条第1項第1号および第4号から第7号までに掲げる団体

2 前項第2号から第4号までに掲げる団体が地区計画等の住民原案を申し出るための条件は、規則で定める。

第21条 }
第153条 } 省略

別表第1 }
別表第8 } 省略

付 則 省略

(2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人または一般財団法人その他の営利を目的としない法人

(3) 第10条第1項第1号および第4号から第7号までに掲げる団体

2 前項第2号および第3号に掲げる団体が地区計画等の住民原案を申し出るための条件は、規則で定める。

第21条 }
第153条 } 同左

別表第1 }
別表第8 } 同左

付 則 同左

付 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。